

告示

埼玉県告示第九百六十一号

六堰頭首工管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

六堰頭首工管理規程の一部を改正する告示

六堰頭首工管理規程（平成十五年埼玉県告示第千五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

取水期間	最大取水量(単位 立方メートル/秒)
五月十一日から六月十五日まで	四・五九一
六月十六日から六月二十五日まで	一六・八七五
六月二十六日から九月二十五日まで	一三・二九七
九月二十六日から翌年五月十日まで	一・五五二

第十条中「開いたゲートの順序と逆の順序によって」を「流水を安全に流下させるよう適正にゲートを」に改める。

第十四条第一号中「埼玉県公営企業管理者」を「東京発電株式会社埼玉事業所長」に改め、同条第四号中「大里用水路土地改良区連合理事長」を「大里用水土地改良区理事長」に改める。

第十五条第一号中「注意報又は警報が発せられたとき」を「警報が発せられ、洪水の発生するおそれがあるとき」に改め、同条第二号中「埼玉県発電総合事務所」を「東京発電株式会社」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。